

## 届出に必要な書類

- 1 **届出書**（「安全運転管理者に関する届出書」又は「副安全運転管理者に関する届出書」）
- 2 **身分証明書類**（下記のうちいずれか1つ）
  - ・運転免許証のコピー（両面）
  - ・マイナンバーカード表面のコピー（裏面不要）
  - ・戸籍抄本（コピー不可）
  - ・住民票の写し（コピー不可、個人番号の記載がないもの）
  - ・健康保険被保険者証のコピー（記号・番号をマスキングしたもの）
- 3 **運転記録証明書**（過去3年のもの）

## 届出に関する留意点

- 1 資格要件の「管理経験」の年数が満たない方（安全運転管理者は2年、副安全運転管理者は1年）を安全運転管理者等に選任する場合は、「安全運転管理者等資格認定申請書」の提出が必要です。
- 2 副安全運転管理者を資格要件「運転経験3年以上」で選任する場合は、運転免許証のコピーの提出が必要です。  
※（「マイナ免許証」の場合は「マイナ免許証読み取りアプリ」によって出力した情報を印字したものを提出してください。※別途、身分証明書類（2のうちいずれか1つ）が必要です。）
- 3 運転記録証明書は、発行場所で申請するか、最寄りの警察署、交番・駐在所で申請用紙を入手し、必要事項を記載の上、最寄りの郵便局へ手数料（800円）を添えて申請すると後日郵送されます。  
〔発行場所〕金沢市東蚊爪町2丁目1番地 自動車安全運転センター石川県事務所（076-237-5900）
- 4 添付書類（運転記録証明書、住民票の写し、戸籍抄本）については、発行日から6か月以内のものを提出してください。
- 5 運転免許証を保有していない者を安全運転管理者等に選任する場合は、1,2の書類に加えて、「陳述書」の提出が必要です。
- 6 オンラインでの届出も可能です。詳しくは、[県警ウェブサイト](#)をご覧ください。
- 7 紙で届出する場合は、平日午前9時～正午、午後1時～午後4時の間に、管轄警察署の交通関係窓口へ提出してください。なお、郵送での届出は受付していません。